

令和8年3月31日

各支給認定保護者の皆様

ひたちなか市立つだ保育所

令和7年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、保育に要する費用は、本来、市から各支給認定保護者に対して支給し、その費用を各支給認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、当該費用から利用者負担額（保育料）を減じた額を、市から各施設へ直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和7年度において、つだ保育所が法定代理受領した額は、別表から各支給認定保護者に係る利用者負担額（保育料）を減じた額となります。

別表

(単位 円)

年齢	4歳以上児		3歳児		1・2歳児		乳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	36,540	32,480	45,060	41,000	113,550	109,490	198,780	194,720
5月	36,540	32,480	45,060	41,000	113,550	109,490	198,780	194,720
6月	36,540	32,480	45,060	41,000	113,550	109,490	198,780	194,720
7月	36,540	32,480	45,060	41,000	113,550	109,490	198,780	194,720
8月	36,540	32,480	45,060	41,000	113,550	109,490	198,780	194,720
9月	36,540	32,480	45,060	41,000	113,550	109,490	198,780	194,720
10月	36,540	32,480	45,060	41,000	113,550	109,490	198,780	194,720
11月	36,540	32,480	45,060	41,000	113,550	109,490	198,780	194,720
12月	36,540	32,480	45,060	41,000	113,550	109,490	198,780	194,720
1月	36,540	32,480	45,060	41,000	113,550	109,490	198,780	194,720
2月	36,540	32,480	45,060	41,000	113,550	109,490	198,780	194,720
3月	36,540	32,480	45,060	41,000	113,550	109,490	198,780	194,720
合計	438,480	389,760	540,720	492,000	1,362,600	1,313,880	2,385,360	2,336,640

※上記の額は、あくまで実績をご報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。また、副食費が免除となる子どもについては、上記の月額につき、4,900円を加算した額となります。

令和8年3月31日

各支給認定保護者の皆様

ひたちなか市立東石川保育所

令和7年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、保育に要する費用は、本来、市から各支給認定保護者に対して支給し、その費用を各支給認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、当該費用から利用者負担額（保育料）を減じた額を、市から各施設に直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和7年度において、東石川保育所が法定代理受領した額は、別表から各支給認定保護者に係る利用者負担額（保育料）を減じた額となります。

別表

(単位 円)

年齢	4歳以上児		3歳児		1・2歳児		乳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	39,290	34,540	47,810	43,060	116,300	111,550	201,530	196,780
5月	39,290	34,540	47,810	43,060	116,300	111,550	201,530	196,780
6月	39,290	34,540	47,810	43,060	116,300	111,550	201,530	196,780
7月	39,290	34,540	47,810	43,060	116,300	111,550	201,530	196,780
8月	39,290	34,540	47,810	43,060	116,300	111,550	201,530	196,780
9月	39,290	34,540	47,810	43,060	116,300	111,550	201,530	196,780
10月	39,290	34,540	47,810	43,060	116,300	111,550	201,530	196,780
11月	39,290	34,540	47,810	43,060	116,300	111,550	201,530	196,780
12月	39,290	34,540	47,810	43,060	116,300	111,550	201,530	196,780
1月	39,290	34,540	47,810	43,060	116,300	111,550	201,530	196,780
2月	39,290	34,540	47,810	43,060	116,300	111,550	201,530	196,780
3月	39,290	34,540	47,810	43,060	116,300	111,550	201,530	196,780
合計	471,480	414,480	573,720	516,720	1,395,600	1,338,600	2,418,360	2,361,360

※上記の額は、あくまで実績をご報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。また、副食費が免除となる子どもについては、上記の月額につき、4,900円を加算した額となります。

令和8年3月31日

各支給認定保護者の皆様

ひたちなか市立那珂湊第一保育所

令和7年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、保育に要する費用は、本来、市から各支給認定保護者に対して支給し、その費用を各支給認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、当該費用から利用者負担額（保育料）を減じた額を、市から各施設に直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和7年度において、那珂湊第一保育所が法定代理受領した額は、別表から各支給認定保護者に係る利用者負担額（保育料）を減じた額となります。

別表

(単位 円)

年齢	4歳以上児		3歳児		1・2歳児		乳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	50,040	43,710	58,560	52,230	127,050	120,720	212,280	205,950
5月	50,040	43,710	58,560	52,230	127,050	120,720	212,280	205,950
6月	50,040	43,710	58,560	52,230	127,050	120,720	212,280	205,950
7月	50,040	43,710	58,560	52,230	127,050	120,720	212,280	205,950
8月	50,040	43,710	58,560	52,230	127,050	120,720	212,280	205,950
9月	50,040	43,710	58,560	52,230	127,050	120,720	212,280	205,950
10月	50,040	43,710	58,560	52,230	127,050	120,720	212,280	205,950
11月	50,040	43,710	58,560	52,230	127,050	120,720	212,280	205,950
12月	50,040	43,710	58,560	52,230	127,050	120,720	212,280	205,950
1月	50,040	43,710	58,560	52,230	127,050	120,720	212,280	205,950
2月	50,040	43,710	58,560	52,230	127,050	120,720	212,280	205,950
3月	50,040	43,710	58,560	52,230	127,050	120,720	212,280	205,950
合計	600,480	524,520	702,720	626,760	1,524,600	1,448,640	2,547,360	2,471,400

※上記の額は、あくまで実績をご報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。また、副食費が免除となる子どもについては、上記の月額につき、4,900円を加算した額となります。

令和8年3月31日

各支給認定保護者の皆様

ひたちなか市立那珂湊第二保育所

令和7年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、保育に要する費用は、本来、市から各支給認定保護者に対して支給し、その費用を各支給認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、当該費用から利用者負担額（保育料）を減じた額を、市から各施設に直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和7年度において、那珂湊第二保育所が法定代理受領した額は、別表から各支給認定保護者に係る利用者負担額（保育料）を減じた額となります。

別表

(単位 円)

年齢	4歳以上児		3歳児		1・2歳児		乳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	65,060	55,570	73,580	64,090	142,070	132,580	227,300	217,810
5月	65,060	55,570	73,580	64,090	142,070	132,580	227,300	217,810
6月	65,060	55,570	73,580	64,090	142,070	132,580	227,300	217,810
7月	65,060	55,570	73,580	64,090	142,070	132,580	227,300	217,810
8月	65,060	55,570	73,580	64,090	142,070	132,580	227,300	217,810
9月	65,060	55,570	73,580	64,090	142,070	132,580	227,300	217,810
10月	65,060	55,570	73,580	64,090	142,070	132,580	227,300	217,810
11月	65,060	55,570	73,580	64,090	142,070	132,580	227,300	217,810
12月	65,060	55,570	73,580	64,090	142,070	132,580	227,300	217,810
1月	65,060	55,570	73,580	64,090	142,070	132,580	227,300	217,810
2月	65,060	55,570	73,580	64,090	142,070	132,580	227,300	217,810
3月	65,060	55,570	73,580	64,090	142,070	132,580	227,300	217,810
合計	780,720	666,840	882,960	769,080	1,704,840	1,590,960	2,727,600	2,613,720

※上記の額は、あくまで実績をご報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。また、副食費が免除となる子どもについては、上記の月額につき、4,900円を加算した額となります。

令和8年3月31日

各支給認定保護者の皆様

ひたちなか市立高野いろは保育所

令和7年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、保育に要する費用は、本来、市から各支給認定保護者に対して支給し、その費用を各支給認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、当該費用から利用者負担額（保育料）を減じた額を、市から各施設に直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和7年度において、高野いろは保育所が法定代理受領した額は、別表から各支給認定保護者に係る利用者負担額（保育料）を減じた額となります。

別表

(単位 円)

年齢	1・2歳児		乳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	172,610	169,660	255,550	252,600
5月	174,390	171,410	258,180	255,200
6月	174,390	171,410	258,180	255,200
7月	177,940	174,900	263,440	260,400
8月	174,390	171,410	258,180	255,200
9月	169,050	166,170	250,280	247,390
10月	167,280	164,420	247,650	244,790
11月	169,050	166,170	250,280	247,390
12月	167,280	164,420	247,650	244,790
1月	177,940	174,900	263,440	260,400
2月	174,390	171,410	258,180	255,200
3月	167,280	164,420	247,650	244,790
合計	2,065,990	2,030,700	3,058,660	3,023,350

※上記の額は、あくまで実績をご報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。